

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例（第1条関係）

新			旧		
第1条～第54条（略） （仮設興行場等に対する制限の緩和）			第1条～第54条（略） （仮設興行場等に対する制限の緩和）		
第55条 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第3条から第5条まで、第17条、第21条、第26条、第3章第6節、第48条第1項から第3項まで、第49条から第51条の2まで、第3章の2及び第3章の3の規定は、適用しない。			第55条 法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等については、第3条から第5条まで、第17条、第21条、第26条、第3章第6節、第48条第1項から第3項まで、第49条から第51条の2まで、第3章の2及び第3章の3の規定は、適用しない。		
第56条～第59条（略）			第56条～第59条（略）		
別表（第52条の19、第52条の20関係）			別表（第52条の19、第52条の20関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～28（略）			1～28（略）		
29 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	12万円	29 法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	12万円
29の2 法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	16万円	29の2 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する仮設興行場等建築許可申請手数料	16万円
30～34の5（略）			30～34の5（略）		
34の6 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料	12万円	34の6 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に興行場等として使用することの許可申請手数料	12万円
34の7 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料	16万円	34の7 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可の申請に対する審査	用途を変更して一時的に特別興行場等として使用することの許可申請手数料	16万円
35～42（略）			35～42（略）		
備考 1・2（略）			備考 1・2（略）		